

シフト勤務社員の特別条項付き協定の内容について（別紙）

シフト勤務社員については下記のとおり協定する。



時間外労働をさせる必要のある具体的事由	①繁忙期、顧客からコールセンターへの電話が集中するため
延長する場合の手続き	会社は上記事由が生じた場合、その都度協議をせず、会社と労働者と前以て合意を得ていたものとする。よってあらためてその手続きは要しないものとする。
業務の種類	コールセンター業務
労働者数	100人
所定労働時間	一日8時間・一週40時間
延長することができる時間	一日6時間 一ヶ月70時間以内（起算日毎月1日）の回数は年6回迄とする。 45時間以下の回数は年6回とし、一年の合計は600時間以内とする。 （この場合の割増賃金率は、1か月45時間を超えた場合は25%、1年360時間を超えた場合は25%とする。）起算日4月1日
その他（休日労働）	所定休日に出勤させる場合、前以て派遣労働者に了解を得てから就業させるものとする。
期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
協定の成立年月日	平成29年2月21日

労働者の過半数を代表する者の職名 管理部長

氏名 多田 弘美

使用者

会社名 株式会社 サプル

氏名 代表取締役 柳澤 弘一



平成29年2月21日

中央 労働基準監督署長殿